

2025 年 3 月 28 日

東京電力ホールディングス株式会社への申入れ事項とそれに対する回答

以下に、原発問題住民運動連絡センターが申し入れた事項と東京電力の回答（全文）を示す。

1、事故から 14 年経っても福島県民の苦しみは続いています。

1) 被災者救済対策には、避難者数の正確な掌握は不可欠です。

ところが国は避難者数を 2024 年 12 月 10 日に発表で県外 14,849 人、県内 5,756 人の「2 万 5,610 人」としています。しかし、県内の場合は親戚・知人宅等に避難している人は避難者としているが、自ら住宅を取得した人や復興公営住宅（県内に 4,389 戸）等へ入居している人は避難者とせず極めて恣意的なものとなっています。そのため例えば、いわき市には避難指示区域がある 12 市町村に住民票を持つ避難者が 1 万 6 千人余いるのにゼロ扱いとなっています。

避難指示の出た 12 市町村に住民票を持っている人数から、居住している人数を差し引けば、避難者は約 4 万 5 千人おられ、「3.11」前の居住者 14 万 7,428 人から見れば 10 万 2,428 人（亡くなった人も含め）が故郷に戻っていません。福島第一原発の事故に一義的責を負う御社はこの事実を認識されていますか。見解をお聞きます。

（回答）

当社の起こした事故が、地域の皆様へもたらした影響の大きさ、深さは計り知れず、事故の当事者としての責任を痛感しております。

避難者数は、国、福島県がそれぞれ公表していると認識しておりますが、（福島への責任を果たす）ことが当社の使命であり、原点であることを胸に刻み、引き続き、地域の皆様のご要望をお伺いしながら、ご帰還や地域の復興に向けて活動を進めて参ります。

2) アルプス処理汚染水について

① 2024 年度の放出は（1 千トンタンクあたりで）何基分にあたりますか。また 24 年度に新たに増えた処理水は何基分に相当しますか。2025 年度の放出量と新たに発生する処理水量をどう見積もっておられますか。

（回答）

2024 年度の ALPS 処理水の放出は放出計画より年間放出水量を約 54,600 m³と見込んでおり、1 千トンタンクで約 55 基分にあたります。2024 年度の汚染水発生量は約 90 m³/日と評価し、年間で約 32,850 m³と見込んでおり、1 千トンタンクで約 33 基分に相当します。2025 年度の ALPS 処理水の放出は放出計画より年間放出水量を約 54,600 m³と見込んでおり、1 千トンタンクで約 55 基分に当たります。2025 年度の汚染水発生量は約 80 m³/日と評価し、年間で約 29,200 m³と見込んでおり、1 千トンタンクで約 29 基分に相当します。

② 計画では処理水放出は 2051 年の廃炉終了まで続くことになっています、廃炉完了の時期が伸びれば放出完了も延期となる見通しなのですか。

（回答）

当社としては、国の中長期ロードマップで示された「（ステップ 2 完了から）30～40 年後までの廃止措置終了」を目標に、足元の作業を一つ一つ積み上げ、複数の工程を安全かつ福島第一の

廃炉を計画的に進めているところであり、現状、この現行目標のもとで進めていく考えに変わりはありません。当社は、中長期ロードマップ等に基づき、向こう 10 年の廃炉作業の段取りを取りまとめた「廃炉中長期実行プラン」を定期的に見直しながら、「福島第一原子力発電所の放射性物質によるリスクの着実な低減」という、廃炉の実施主体としての責務と役割をしっかりと果たして参ります。

③ 現在の「凍土壁」を維持するのに年間いくらの電気料金が掛かっていますか。また、凍土壁の維持管理にはどのようなものがあり、それぞれに、年間どの程度の費用を見積もられていますか。また凍土壁の耐用年数はいつまでと考えられているのですか。

(回答)

年間の概算費用としては、凍結管及び冷凍機プラント等の維持管理費用で約 10 億円未満となります。費用の詳細については、契約に関わることであり、具体的な金額は回答を控えさせていただきます。陸側遮水壁については、構築後約 6 年程度は保全することなく運用することが可能な設備形成としていますが、他の設備と同様に適切な保守により長期間の使用が可能のため、現時点では重層的な汚染水対策に必要な設備であり、今後もしっかり維持管理を行って参ります。

④ 大型タンクを構築し、放射線量が低減するまで貯留すれば、海洋放出は必要ないと考えますが、どのようにお考えですか。

(回答)

タンクに長期間保管し続けることは、リスクの増加につながるものと考えております。

2019 年 8 月の APLS 小委員会にてお示ししているとおり、大容量タンク等の活用について検討いたしましたが、大容量タンク等の活用には、敷地利用効率が現在設置しているタンクと変わらない一方で、設置期間が長期化することや、地中や洋上に設置するものについては漏えいした場合の検知や回収が困難といった課題があります。

現状の溶接タンクは限られた敷地面積や敷地形状に対して、敷地利用効率が高くなるよう、ハチの巣状にタンクを配置する等、工夫したうえで、タンクを建設しております。

⑤、根本対策は先ず汚染水の新たな発生を止めることにあります。そのために地学団体研究会の「地質・地下水問題研究グループ」は「広域遮水壁」と「集水井・水抜きボーリング」が必要と提案しています。御社はこの提案を真摯に検討すべきです。そもそも海洋放出は「関係者の理解なしに如何なる処分も行わない」との約束を破る行為であり、「理解は進んだ」などとの言い逃れは許されません。私たちは、この問題は県民・国民への信義を欠いた問題と考えますが、いかがお考えですか。

(回答)

広域遮水壁については、令和 4 年 6 月 15 日に実施された第 24 回汚染水処理対策委員会において、

- ・遮水壁の内側に降った雨が建屋に流入することを防ぐために、サブドレン等を増強する必要があるとともに、
- ・遮水壁構築に伴い、放射性廃棄物である土砂を大量に生じさせる懸念があるといったデメリ

ットが確認されております。

また、令和4年12月21日に実施された第26回汚染水処理対策委員会において、広域遮水壁と集水井による効果について解析がなされましたが、「1-4号建屋への地下水流入量を抑制する効果は無いこと」が確認されております。

こうした評価から、現時点では広域遮水壁による対策は考えておりません。

政府から、「関係者のご理解」について、「一定の理解を得た」との認識が示されたことを、国の指導のもと、廃炉作業を進める実施主体の当社としても重く受け止めております。

廃炉の一環であるALPS処理水の海洋放出を、長期にわたり持続的に取り組むことになりますが、当社は実施主体として担う重い責任を自覚し、廃炉作業の期間を通じ、「風評を生じさせない」、「信頼を裏切ってはならない」との強い覚悟のもと、

- ・「設備運用の安全・品質の確保」
- ・「迅速なモニタリング、正確で分かり易い情報発信」
- ・「IAEAレビュー等を通じた透明性の確保」
- ・「風評対策」、並びに「損害発生時の適切な賠償」

に全力で取り組んでまいります。

加えて、地元をはじめとした皆さまが、この先も安心して暮らし、また、それぞれの生業を続けていくことができるよう、ご不安やご懸念にしっかりと向き合い、その払しょくに向けて、安全性の確保と風評対策についてご説明をさせていただき取組を積み重ねてまいります。ご要望についてもしっかりと受け止め、廃炉作業に活かしてまいりたいと考えております。

3) 廃炉終了時期について

廃炉ロードマップはこれまでに5回改訂されています。その間、一貫して変わらないのは「廃炉終了 2051 年」です。5回目の改訂では「復興と廃炉の両立は大原則」との文言が新たに加わりました。これでは廃炉の遅れが復興の遅れの理由にされかねません。

「廃炉終了 2051 年」について、2024 年 3 月の県民世論調査で「不可能」と答えている人が 78.3%となっています。日本原子力学会も 2020 年 7 月に四つのシナリオを示して、廃炉は「百年以上数百年かかる」として「2051 年までの廃炉は現実的に困難」と発表するなどしています。

「廃炉終了 2051 年は不可能」は原発推進者も含めて国民の常識となっているといってもいいでしょう。「廃炉終了 2051 年」のロードマップはこれらの発表や世論とまったく乖離していますが、この乖離を東電はどのように考えますか。また、復興と廃炉を両立させると約束できますか。
(回答)

繰り返しになりますが、当社は、「国の中長期ロードマップで示された「ステップ2完了」から30～40年後までの廃止措置完了」を目標に、足元の作業を一つひとつ着み上げ、複数の工程を計画的に進めているところであり、現状、この現行目標のもとで進めていく考えに変わりはありません。

今後、廃炉の各工程が進捗し、特に燃料デブリ取り出しに関する様々な調査・検討が進むことで、技術的な情報も、少しずつ集まってくると考えております。

当社としては、中長期ロードマップに基づき、向こう 10 年の廃炉作業の段取りを取り纏めた

「廃炉中長期実行プラン」を定期的に見直しながら、福島第一原子力発電所の放射性物質によるリスクの着実な低減」という、廃炉の実施主体としての責務と役割をしっかりと果たしてまいります。

4) 事故に伴う「負の遺産」について

東京電力は、廃炉とした福島第1原発だけでなく多くの「負の遺産」を抱えています。東電は現在、どのようなものを「負の遺産」として認識し、どう対処しようとしているのか、工程や見積金額を含めて一覧表的に示してください。

① 私たちは大量のプルトニウム保有を大きな負の遺産と見なしています。事実上使い道のないプルトニウムの保有量、保有方法、安全処分などをどう考えているのかご説明ください。

再処理をして MOX 燃料として使用する計画だとしたら、何年後にどの原子力発電所で何年かけてどの程度の保有量まで燃やす計画か、教えてください。

(回答)

今年2月に策定された、第7次エネルギー基本計画においては、資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する原子燃料サイクルの推進を基本的方針としております。また、原子力事業者としても、地元理解を前提に、2030年度までに少なくとも12基の原子力発電所でプルサーマルの実施を目指す計画を示しております。

当社としても、プルサーマルを推進していくことに重要な意義があると考えており、現段階では、プルサーマルの具体的な計画を見通せる状況にありませんが、プルサーマルを推進していくという方針に変わりはありません。電事連をはじめ、事業者間で連携・協力して、プルトニウムの利用を推進して参ります。

② プルトニウムは、会計上資産扱いとされています。それは1kgPu 当たりいくらかと評価されていますか。その評価した機関や時期を教えてください。東電はその評価を世界的に見て公正なものと考えていますか？

(回答)

電気事業会計規則に基づき資産計上している当社所有のプルトニウムの評価総額、時期等につきましては、調達上の不利益を被る可能性があることから、回答を差し控えさせていただきます。

③ 除染土として、大量に蓄積された汚染土壌の処理について、環境省初め、政府機関から公表された処理方針について、御社のお考えをお聞かせください。

(回答)

中間貯蔵・環境安全事業株式会社 (JESCO 法) 第三条2項では福島県内の除染により生じた土壌等は、中間貯蔵開始後三十年以内 (2045年3月) に福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずるものとする定められております。

県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の再生利用等により最終処分量を低減することが鍵とされております。

現在、政府主導のもと再生利用の推進、県外最終処分の方向性の検討^{※1}が進められ、利用先名

等含め今後具体的な方向性が示されるものと認識しており、当社は事故の当事者として、国や自治体を実施する施策に協力して参ります。

※1：福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議（第1回 - 2024年12月20日開催）

5) 福島復興について

先に指摘した避難指示の出た12市町村に住民票を持っている人数から、現に居住している人数を差し引いた約4万5千人が避難を続けている事実や小中学生が事故前の1割しか戻っていない事実があります。この事実を含め、以下の事実を御社は認識されているのか改めて問います。

① 水稲収穫量が福島県全体で事故前の73.5%、とりわけ役場ごと全住民が避難した9町村では13.9%に過ぎないという事実。

② 福島県産牛肉価格が全国平均より29.4%低く、シイタケ栽培は全滅しているという事実。

③ 沿岸漁獲高が事故前の20%台に留まっているという事実。

私たちは、御社が被災者救済対策、復興対策に真摯に取り組むことを求めます。

（回答）

福島第一原子力発電所の事故以降、当社は事故の当事者として、福島への責任を果たすべく復興、賠償等に関する取り組みを実施しております。

福島の復興に向けては、今もなお、さまざまな課題があることを重く受け止め、当社は国との共同作業として引き続き、復興に最大限貢献していくとともに、地域の皆さまのご要望をお伺いしながら、国・自治体が行う取り組みに最大限の協力を行ってまいります。

2. 柏崎刈羽原発の再稼働について

柏崎刈羽原発の再稼働をめぐる政府の取り組みは、「原発の最大限活用」路線の下、異常ともいえる暴走を始めています。一方、東京電力は、福島第一原発事故を引き起こし、いまだ事故収束に至らない事態にあり、原子力事業者としての資格を持っていないことを自覚すべきです。

私たちは柏崎刈羽原発の再稼働をやめ、全号機を廃炉とすることを求めます。

1) 柏崎刈羽原子力発電所の再稼働の是非は県民投票で決めようと、県民投票条例の制定を求めて新潟県で取り組まれた請願署名は2ヶ月間との制約、年末年始を挟む厳しい状況の中で15万筆を超えて収集されました。新潟県内の有権者12人に一人が署名したことになり、原発を巡る直接請求署名では最大の数です。「放射性廃棄物の問題もあり、広域に影響が出るような案件は、一部の人が決めるのではなく、県民全員で考えるのが良い」とする声が多く寄せられています。御社は「地元の理解」を強調されてこられましたが、この県民の願いにどのような見解をお持ちか明らかにしてください。

（回答）

ご指摘の請願署名については報道等を通じて承知しておりますが、当社としてお答えする立場にはございません。

当社としては、発電所の安全性向上に全力を尽くし、住民の皆さまに対して発電所の取り組みについて引き続きしっかりとご説明してまいります。

2) 7号機の特重大事故等対処施設工事が期限の今年10月までに完了できない。2029年度半ばに遅れ、再稼働まで4年以上かかることが公表されました。2月18日、IAEAのグロッシ事務局長が柏崎刈羽原発を視察された。その視察の結果、グロッシ事務局長は、テロ対策など「満足のいく結果が出た」と評価し、「日本が決定したら、すぐ再稼働してかまわない。重要な一歩になると思っている」と発言されています。この視察の時には、御社はグロッシ事務局長のどのように説明されたのかお教えてください。

(回答)

安全対策設備の一部視察を踏まえて、新規制基準に基づく柏崎刈羽原子力発電所の安全対策の対応状況について丁寧にご説明させていただいております。

また、セキュリティ対策についても、実際に設置した認証装置を現場で直接確認・体感をしていただいております。

3) 7号機の再稼働が遅れることから、6号機を先行稼働させる議論が浮上しています。なし崩し的な経営方針といえますが、どのようにお考えなのか教えてください。

(回答)

6号機の使用前確認変更申請の中で、今後のスケジュールを示したものであり、7号機と同様に、その後の制御棒引抜等のタイミングは未定としております。

電力供給の安定化に貢献するためには、7号機に続き、6号機も再稼働していくことが重要と考えており、そのためにも6号機についてもしっかりと準備を整えてまいりたいと考えております。

今後も、プラントの安全性を確保するとともに、同時に、福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を肝に銘じ、柏崎刈羽原子力発電所の終わりなき安全性を追求し、地域や社会の皆さまからの当社への信頼回復にしっかりと取り組んでまいります。